

平成 30 年 6 月 11 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年6月11日(月)、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を久留米市庁舎4階 401会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田 三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島 富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生 和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡 恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

8番 緒方 義範 委員

14番 田中 文 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。
本日は、現員数 23 名中、21 名の出席がっております。
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会は成立していることを報告いたします。
それでは、会長よろしく願いいたします。

議長 ただいまから 6 月の農業委員会総会を行います。よろしく願いいたします。
「第 1 議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の 1 ページをお願いいたします。
「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1 番から 2 ページ 4 番までの 4 件です。
2 ページをお願いいたします。
西部地域、5 番から 3 ページ 8 番までの 4 件です。
3 ページをお願いいたします。
賃借権設定、西部地域、9 番 1 件です。
以上、1 番から 9 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号の審査基準について審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告致します。
以上、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。
「無しの声」
質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第 1 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第 1 号議案は可決されました。
続きまして「第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案 4 ページをお願いいたします。
「第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書

が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、田、2筆計2,930㎡、申請理由、申請地に盛り土を行い畑として利用するものです。

西部地域、2番3番の2件です。

2番、申請地、荒木町荒木、田、3,389㎡、申請理由、申請地に畜舎を建築するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、三潞町高三潞、田186㎡、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

なお、審議番号2番につきましては県農業会議への意見聴取案件となっております。以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 それでは東部地域からまいります。
審議番号1番でございます。地図も1番でございます。
転用目的は、農地改良に伴う一時転用でございます。申請地は、道の駅くるめから北西へ約520m、善導寺小学校から西へ約1.2kmのところでございます。農地区分につきましては、申請地の南側の道路に上下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2件の歯科医院がありますので、第3種農地と判断をいたしております。雨水排水につきましては、自然流下により北側排水口を経由して水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生をいたしません。被害防除につきましては、北、南については道路の擁壁を利用いたしまして、西側につきましては畦を新設いたしまして土砂の流出を防ぐ計画でございます。
この申請案件につきまして、排水承諾など添付書類を確認いたしております。
以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いものと判断をいたしております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

委 員 西部地域審査会より審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。
転用目的は、畜舎を建築するものです。申請地は、荒木中学校から南西へ約1.2km、久留米南病院から南東へ約1.3kmの所に位置します。農地区分については農用地ですが、転用目的が農審法第8条第4号に規定する農地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、新設するU字溝を通じて南側の水路へ放流されます。汚

水、生活雑排水につきましては、特殊な排水処理設備で処理し南側の水路へ放流されます。被害防除につきましては、周囲にL型擁壁及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーも3番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものですが、既に施工して利用しておりましたので始末書付きの申請となっております。申請地は、三潯小学校から西へ約280m、三潯総合支所から北西へ約1kmの所に位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので第3種農地に該当いたします。雨水排水につきましては、自然流下により東側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の水路へ放流されます。被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせて土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これらの申請案件について、排水承諾など添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で審査会からの報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第2号議案は可決されました。

続きまして「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございますが、審議番号1番はつぎの「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、審議番号1番と審議番号2番に分けて審議し、審議番号1番は第4号議案と一括して議題といたします。

それでは、第3号議案のうち2番についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の5ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、2番、1件です。

2番、申請地、田主丸町田主丸、畑278㎡、申請理由、転用目的を変更するもので

す。変更内容は、建売住宅1戸から宅地分譲1区画へ変更する内容となっております。こちらの案件につきましては、平成27年8月31日付けで5条許可がなされたものです。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案 審議番号2番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第3号議案 審議番号2番は可決されました。

続きまして、第3号議案 審議番号1番、及び「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の5ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番1件です。

1番、申請地、田主丸町志塚島、畑4筆計、1,635㎡、申請理由、転用面積の変更及び施工期間を変更するものです。変更内容は、面積が「862㎡」から「1,635㎡」へ変更、施工期間が「平成29年7月1日から平成30年8月31日まで」であったものを「許可日より平成30年12月31日まで」に変更する内容となっております。こちらの案件につきましては、平成29年6月12日付けで貸露天資材置場として5条許可がなされたものです。こちらの案件につきましては第4号議案4番と関連案件となっております。

議案の6ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から7ページ6番までの6件です。

1番、申請地、大橋町常持、田、380㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、公益性が高いと認められる事業として不許可の例外規定を適応しております。

2番、申請地、大橋町蜷川、畑、414㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、田主丸町秋成、田、387㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町志塚島、畑、773㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。こちらの案件につきましては第3号議案1番と関連案件となっております。

5番、申請地、田主丸町田主丸、田、342㎡、申請理由、申請地を取得し、倉庫の建築及び露天資材置場として利用するものです。

6番、申請地、田主丸町地徳、畑、348㎡、申請理由、申請地を取得し、農業用倉庫及び資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

続きまして、西部地域、7番から9ページ17番までの11件です。

7番、申請地、小森野6丁目、畑、2筆計、231㎡、申請理由、申請地を取得し、分家住宅を建築するものです。

8ページをお願いいたします。

8番、申請地、長門石町、畑、208㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、宮ノ陣町八丁島、畑及び田、2筆計、341㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は3種農地1種農地が混在しておりますが、1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、本山2丁目、畑、2筆計、304㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

11番、申請地、本山2丁目、畑、2筆計、305㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

12番、申請地、安武町安武本、畑、80㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

9ページをお願いいたします。

13番、申請地、三潞町草場、畑、114㎡、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

14番、申請地、三潞町高三潞、田、189㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

15番、申請地、三潞町田川、田、208㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

16番、申請地、三潞町田川、田、571㎡、申請理由、申請地を取得し、建売住宅（1戸）を建築するものです。農地区分は1種となっておりますが、地域農業の振興に

資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

17番、申請地、三瀨町早津崎、田、2.51㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

なお、第4号議案につきましては、県農業会議への意見聴取案件はございません。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。第3号議案 審議番号1番の報告は、第4号議案の説明の中で合わせてお願いをいたします。

委 員 それでは東部地域からまいります。
審議番号1番でございます。地図6番でございます。
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、大橋小学校から南へ900m、JR 筑後草野駅から北へ約1.2kmのところでございます。農地区分につきましては、特定土地改良区域内の農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、申請地は大橋地区土地改良事業の計画により非農用区域に定められました農地であり、転用目的が当該事業計画に定められた用途に供する行為でありますので、不許可の例外規定である公益性が高いと認められる事業に該当するものと判断をいたしております。雨水排水につきましては、敷地内に新設します水路および溜桝を經由して北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して北側道路側溝へ放流されます。被害防除につきましてはコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次にまいります。審議番号2番です。地図7番でございます。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、大橋小学校から北へ約1km、西鉄金島駅から南東へ約900mの所に位置します。農地区分につきましては、農地の広がり10ha未満であり第1種、第3種の農地の条件に該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水でございますが、敷地内に新設します溜桝を經由して北側道路側溝へ放流します。汚水、生活雑排水につきましては合併浄化槽を經由して北側道路側溝へ放流します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次にまいります。審議番号3番でございます。地図8番でございます。

転用目的は自己用住宅を建築するものですが、申請地の一部に小屋が設置されておりましたので始末書付きの申請となっております。申請地は、田主丸総合支所から東へ約2.5km、船越小学校から南へ約300mのところでございます。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがある区域の農地でありますので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断をいたしております。雨水排水につきましては、自

然流下により南側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して西側水路へ放流されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設いたしまして土砂の流出を防ぐ計画でございます。

審議番号 4 番にまいります。なお、この案件は第 3 号議案の審議番号 1 番と関連がございますので合わせて説明をいたします。地図は 9 番でございます。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。今回の転用申請につきましては、当初平成 29 年 6 月 12 日付けで転用許可を受けていた貸露天資材置場の転用面積を拡大することで生じたものでございます。当初の許可を申請地で整備を進めておりましたが、建設機械を搬入するにあたり大型トレーラーの出入りが必要となりましたが、既存の出入口では道幅が狭くトレーラー自体の通行が不可能であることから、新たに国道沿い農地を転用いたしまして、資材置場への侵入を確保すること、また、災害時におきます関係資材の速やかな搬出を行うため土囊の資材と作成した土囊置場として利用するため、変更承認申請を合わせて行うものでございます。申請地は、川会小学校から東へ約 650m、田主丸総合支所から西へ約 2.4km のところでございます。農地区分につきましては、農地の広がり 10ha 未満であり、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。雨水排水につきましては、西側の既存水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号 5 番にまいります。地図 10 番でございます。

転用目的は、倉庫の建築及び露天資材置場として利用するものでございます。申請地は、田主丸総合支所から南東へ約 730m、水縄小学校から北へ 1.3km のところでございます。農地区分につきましては、田主丸総合支所からおおむね 700m、宅地可率 43% の区域内にある農地でございますので、第 2 種農地と判断しております。雨水排水につきましては、既存の排水管を利用いたしまして西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びフェンスを新設して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

審議番号 6 番にまいります。地図 11 番でございます。

転用目的は、農業用倉庫用地及び資材置場として利用するものですが、申請地は既に施設利用されておりましたので始末書付きの申請となっております。申請地は、竹野小学校から東へ約 1.8km、水縄小学校から西へ 2.5km のところに位置しております。農地区分は 10ha 以上の農地の広がりがある区域にある農地ですので第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。雨水排水につきましては、自然流下により西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、汲み取り式の仮設トイレを利用してあります。被害防除につきましては、石垣により土留め施工され、土砂の流出を防いであります。

これら全ての案件につきまして、排水承諾書など添付書類を確認いたしましたところで

ございます。

以上 6 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題無いものと判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です

委員 続きまして、西部審査会、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。申請地は、小森野小学校から東へ約 580m、宮の陣駅から北西へ約 1.1km の所に位置します。農地区分については、おおむね 10ha 未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を経由して西側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものですが、既に住宅の敷地の一部としておりましたので始末書付きの申請となっております。申請地は、長門石小学校から西へ約 450m、久留米幼稚園から南へ約 500m の所に位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m 以内に小学校と幼稚園がある農地でありますので、第 3 種農地と判断しています。雨水排水につきましては、溜柵を経由して東側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、宮の陣クリーンセンターから南西へ約 740m、西鉄古賀茶屋駅から北西へ約 660m の所に位置します。農地区分については、本件は 2 筆の農地が申請地となっております。北側の農地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m 以内に病院が 2 つある農地でありますので、第 3 種農地に該当します。南側の農地は、10ha 以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、上津市民センターから南西へ約 250m、上津保育園から西へ約 400m の所に位置します。農地区分については、

上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって 500m 以内に病院と保育園がある農地でありますので、第 3 種農地と判断しています。雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。続きまして、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 16 番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、上津市民センターから南西へ約 250m、上津保育園から西へ約 400m の所に位置します。農地区分については、本件は 2 筆の農地が申請地となっております。北側の農地は上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって 500m 以内に病院と保育園がある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。南側の農地はおおむね 10ha 未満の規模の農地の区域内にある農地で市街化区域に隣接しておりますので第 2 種農地と判断しています。雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設される市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。申請地は、久留米天心幼稚園から南東へ約 300m、美希保育園から北へ約 350m の所に位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって 500m 以内に病院と保育園がある農地でありますので、第 3 種農地と判断しています。雨水排水につきましては、自然流下により北側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。転用目的は、露天資材置場の敷地として拡張するものです。申請地は、三潞小学校から西へ約 1.1km、三潞高校から北東へ約 2km の所に位置します。農地区分については、農用地区域内の農地以外にあって甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により南側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 19 番です。転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものです。申請地は、三潞小学校から西に約 280m、三潞総合支所から北西へ約 1.1km の所に位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内である農地です。第 3 種農地に該当いたします。雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝へ放流さ

れます。被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせて土砂の流出を防ぐ計画になっています。

続きまして、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは 20 番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄三潯駅から東に約 100m、三潯中学校から北西へ約 380m の所に位置します。農地区分につきましては、西鉄三潯駅よりおおむね 300m 以内の区域にある農地ですので、第 3 種農地と判断しております。雨水排水につきましては、新設する溜柵を経由して西側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して西側の道路側溝へ放流されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画になっています。

続きまして、審議番号 16 番について説明いたします。地図ナンバーは 21 番です。転用目的は、建売住宅 1 戸を建築するものです。申請地は、西鉄三潯駅から北東へ約 900m、久留米南病院から南へ約 670m の所に位置します。農地区分については、10ha 以上の農地の広がりのある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の水路へ放流されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画になっています。

続きまして、審議番号 17 番について説明いたします。地図ナンバーは 22 番です。転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものですが、既に施工済みでしたので始末書付きの申請となっております。申請地は、西鉄三潯駅から北へ約 950m、西鉄大善寺駅から南へ約 750m の所に位置します。農地区分については、農用地区域内の農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路の側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝へ放流されます。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画になっています。

これらの全ての申請案件について、排水承諾など添付書類を確認しております。以上、11 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方はお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
なお、採決にあたりましては、第3号議案 審議番号1番、第4号議案に分けて採決いたします。

それでは第3号議案 審議番号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員挙手により第3号議案 審議番号1番は可決されました。

続きまして、第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第4号議案は可決されました。

つづきまして、「第5号議案 非農地証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いいたします。

「第5号議案 非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番1件です。

1番、所在地、田主丸町竹野、畑、2筆計、82㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは23番です。

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

「第5号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第5号議案は可決されました。

続きまして「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。

「第 6 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第 1 区、1 番、1 件です。

1 番、申請人、安武町安武本、*****、経営面積、79,467 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

第 4 区、2 番、1 件です。

2 番、申請人、大川市大字鐘ヶ江、*****、経営面積、95,460 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第 6 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第 6 号議案は可決されました。

続きまして「第 7 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 12 ページをお願いします。

「第 7 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1.所有権移転、16 件、2.利用権設定（通年作）、1,071 件、3.利用権設定（期間借地）、77 件

13 ページをお願いします。

1.所有権移転、第 1 区、1 番から 14 ページ 7 番までの 7 件です。

1 番、所在地、荒木町荒木、田、4,281 m²、推進機構への売り渡しです。

2 番、所在地、荒木町下荒木、田、1,156 m²、推進機構からの買い入れです。

3 番、所在地、大善寺町夜明、安武町武島、田、5 筆計、2,933 m²、推進機構からの買い入れです。

14 ページをお願いします。

4 番、所在地、宮ノ陣二丁目、田、4 筆計、7,882 m²、推進機構への売り渡しです。

5番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、1,223 m²、推進機構からの買い入れです。

6番、所在地、安武町住吉、田、2筆計、4,612 m²、推進機構への売り渡しです。

7番、所在地、安武町住吉、田、1,201 m²、推進機構への売り渡しです。

第2区、8番、1件です。

8番、所在地、田主丸町牧、田、4筆計、3,362 m²、推進機構からの買い入れです。

15ページをお願いします。

第3区、9番から16ページ14番までの6件です。

9番、所在地、北野町今山、北野町十郎丸、田、3筆計、10,753 m²、推進機構への売り渡しです。

10番、所在地、北野町大城、田および畑、3筆計、3,949 m²、推進機構からの買い入れです。

11番、所在地、北野町大城、畑、475 m²、推進機構からの買い入れです。

12番、所在地、北野町大城、畑、1,023 m²、推進機構からの買い入れです。

16ページをお願いします。

13番、所在地、北野町仁王丸、田、2筆計、2,586 m²、推進機構への売り渡しです。

14番、所在地、北野町八重亀、田、1,283 m²、推進機構からの買い入れです。

第4区、15番、1件です。

15番、所在地、城島町浮島、田、8筆計、11,990 m²、推進機構への売り渡しです。

17ページをお願いします。

第5区、16番、1件です。

16番、所在地、三潞町西牟田、田、2筆計、2,428 m²、推進機構からの買い入れです。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項第2号に該当しており、農地所有適格法人である*****の構成員である*****が農地を取得し法人に貸し付けるものであり、耕作面積、農業専従者、資本装備につきましては法人の内容となっております。

18ページをお願いします。

2.利用権設定（通年作）、こちらにつきましては、総計のみ説明いたします。

右下をご覧ください。

総計、契約件数、1,071件、筆数、2,800筆、設定面積、3,954,428.88 m²

19ページをお願いします。

3.利用権設定（期間借地）、こちらにつきましても、総計のみ説明いたします。

右下をご覧ください。

総計、契約件数、77件、筆数、193筆、設定面積、382,502 m²

以上、所有権移転1番から16番及び利用権設定（通年作）1,071件、（期間借地）77件の計画につきましては、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件を満たしているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第7号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第7号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。

続きまして「第8号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」でございますが、次の「第9号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連をした案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の20ページをお願いいたします。

「第8号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」、久留米市長より久留米市地域農業振興計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

1.今回、変更される地域農業振興計画の内容について

①久留米市（旧久留米）地域農業振興計画となります。

申し訳ございませんが、いったん議案の21ページをご覧ください。

「第9号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、久留米市長より久留米市農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

1.今回、変更される農業振興地域整備計画の内容について

第8・9号議案、別紙のとおりです。

今回変更される計画の詳細につきましては、第8・9号議案の別紙を配付させていただいておりますので、そちらの一覧のほうで詳細を説明させていただきます。

第8・9号議案、別紙の1ページをお開きください。

農用地利用計画の変更申請一覧

今回変更される計画が5件ございます。

整備計画1番、農家住宅の建築を行うものです。

申請地、大善寺町夜明、田、779㎡の内500㎡を変更するものです。3ページの方に位置図を付けさせていただいております。

整備計画2番、振興計画、久36番、駐車場の設置を行うものです。

申請地、荒木町荒木、田、99㎡を変更するものです。4ページのほうに位置図を付けさせていただいております。

続きまして、整備計画3番、貸露天駐車場の設置を行うものです。

申請地、宮ノ陣町若松、畑、221㎡を変更するものです。5ページのほうに位置図を

付けさせていただいております。

続きまして、整備計画4番、分家住宅の建設を行うものです。

申請地、田主丸町地徳、田、1,308 m²の内 93 m²を変更するものです。6 ページに位置図を付けさせていただいております。

続きまして、整備計画5番、一般住宅の建設を行うものです。

申請地、田主丸町似真恵、田、1,948 m²の内 247.94 m²を変更するものです。7 ページに位置図を付けさせていただいております。

申し訳ございません。いま一度議案の20 ページをお願いいたします。

先ほど詳細説明をさせていただきました変更計画に対する意見の案でございますが、2番、意見(案)、当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な利用調整が図れることに鑑み、農用地区域に含まないとするのが妥当である。と考えられます。

21 ページをお願いいたします。

2、意見(案)、本計画の変更(案)については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われま。

以上、第8号議案、第9号議案の説明を終わります。

議長 はい、以上で事務所の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
はい、どうぞ

委員 8号議案のですね、「久留米市地域農業振興計画」これはどういう計画ですか。

事務局 はい、ご説明いたします。
市町村が定める地域の農業の振興に関する計画であり、具体的には、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設を定めるものになります。この計画に定める施設においては、農用地の集団化・農作業の効率化等に支障を及ぼさないことなど複数の要件を満たす必要がありますが、農用地区域からの除外が可能となるものです。
簡単ではございますが説明とさせていただきます。

議長 はい、いいですか

委員 はい、結構です。

議長 他にございませんか
他にご質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたし

ます。

なお、採決にあたりましては、第 8 号議案、第 9 号議案に分けて採決いたします。
まずは第 8 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第 8 号議案は可決されました。
よって、久留米市長あて通知いたします。
続きまして、第 9 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。全員の挙手により第 9 号議案は可決されました。
よって、久留米市長あて通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

でございます。事務局の説明を省略いたします。

議案につきましては、事前に送付しております。報告第 1 号から第 3 号につきましてもお目通しをいただいていると思いますので、これにて報告事項を終わりたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次にお諮りいたします。

本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

異議はございませんか。

「無しの声」

はい、異議なしと認めます。

よって議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会規則第 10 条第 2 項の規定により

1 番 飯田 三津雄委員、13 番 平 壮一委員をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。